

あきた数学教育学会査読要領

（目的）

第1条 この要領は、あきた数学教育学会（以下、「本会」という）の投稿規定第6条に基づき、査読に関して必要な事項を定める。

（査読者の決定）

第2条 査読者は、投稿者を除く本会会員から決定する。なお、それぞれの投稿論文に対する査読者の名前は公表しない。査読者は、学会誌の奥付に一括して掲載する。

（査読の目的と観点）

第3条 査読は、秋田県の数学教育の発展に努め、数学文化の振興・創造に寄与するよう、また、教員の研修の輪を広げ、秋田の授業力と共同研究システムを継承・発展させるよう、研究の目的や方法の適切さ、論旨の一貫性、先行研究との関連等の観点で行う。

（総合評価の区分）

第4条 査読は、次に示す区分で総合評価を行う。

- (1) 「1. 採用」とは、論文の修正なしで、または軽微の修正を経て年報に掲載するものである。
- (2) 「2. 条件付採用」とは、論文の修正意見を投稿者が受け入れる場合には、学会誌に掲載するものである。
- (3) 「3. 修正再審査」とは、論文の修正を行った上で、再投稿をしてもらい、改めて査読を行うものである。
- (4) 「4. 不採用」とは、本会の年報には適さないと判断したものである。

（所見の記入）

第5条 所見は、修正部分、修正の仕方などが具体的に分かるように記す。「4. 不採用」の場合は、不採用の理由を記す。

（査読結果の通知）

第6条 査読結果は、査読票が事務局に届きしだい、投稿者に通知する。

（附則）この投稿規定は、2018年4月1日より実施する。

（附則）この投稿規定は、2024年7月28日から実施し、2024年7月28日から適用する。